

## 蒲郡市要望道路取扱審査会要領

### (設置)

第1条 要望道路の取扱いについて、事業の推進を計画的に図ることを目的として、蒲郡市要望道路取扱要領（平成15年4月1日施行）に基づいて提出された要望道路申請書を審査するために、蒲郡市要望道路取扱審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 審査会は、建設部長並びに道路建設課及び土木管理課の職員で組織し、必要に応じてその他関係各課の職員を招集する。

### (会議)

第3条 審査会は、地元から要望道路申請書が提出された場合、必要に応じて建設部長が招集し、審査会を代表する。

### (審議事項)

第4条 審査会は、地元要望について地域性、必要性、緊急性、周辺状況等を考慮して審査するものとする。

### (雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、審査会の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は審査会がその都度定める。

### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成22年10月12日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。